



令和6年12月24日 14:00
資料配布

兵庫陸運部 監査部門

路線バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：山陽バス株式会社（法人番号：4140001023544）
営業所名：垂水営業所（兵庫県神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号）

2. 詳細

監査の実施日 令和6年9月3日（火）及び同年10月2日（水）

監査の端緒

令和6年7月3日に上記事業者・営業所に所属する運転手が事業用自動車の回送運行中に携帯電話を使用したとして、当該事業者から当部へ報告があったことを端緒として、監査を実施。

行政処分等

令和6年12月24日付け、近畿運輸局長名による警告

違反内容及び違反条項

運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

〔運転者に対する指導監督義務違反〕

（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先
兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門 担当：草野、長原 （電話）078-453-1105 「音声案内6」